

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成22年2月1日(月)

開会 13時30分

閉会 14時05分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 竹下謙委員(研究所用務)

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育改革室長 岩間知之

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 西浦昌宏

人材政策室副室長 栗本健光 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 松本忠

人材政策室主査 中出真人

福利・給与室技師 西村美哉

学校教育分野

生徒指導・健康教育室指導主事 内山睦之

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第59号 条例改正案について(その1)	原案可決
議案第60号 条例改正案について(その2)	原案可決
議案第61号 条例改正案について(その3)	原案可決
議案第62号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

6 審議の概要

・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

委員5名のうち、4名の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成22年1月21日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 59 号、議案第 60 号、議案第 61 号が意思形成過程のため非公開で審議することを承認する。
会議の進行は、公開の議案第 62 号を審議した後、非公開の議案第 59 号、議案第 60 号、議案第 61 号の順に審議することを確認する。

・審議内容

議案第 62 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 2 月 1 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが改正案でございます。次に 2 ページの改正要綱をご覧ください。改正理由は、学校保健法及び学校保健法施行規則が改正されたこと等に伴い、県立学校の管理運営に関する規則について所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、学校保健法の名称を学校保健安全法に、学校保健法施行規則の名称を学校保健安全法施行規則に改正するとともに、伝染病という表記を感染症に改めるものでございます。また、感染症にかかっている疑いがある等の職員の服務については、別途の定めがあることから、感染症の発生の処置に係る規定から削除するというところでございます。施行期日は公布の日から施行となります。3 ページが新旧対照表でございます。先ほど要綱の中で説明したようなことが記載されています。上が改正案、下が現行のものです。文言について「かかっている疑いあり」というところを、「かかっている疑いあり」と直したところもあります。

以上でございます。

【質疑】

丹保委員

伝染病の表記を感染症に改めたのは、全く同じ意味だからということですか。それとも内容に変化があったということですか。

人材政策室長

伝染病と感染症には違いがございます。感染症は非常に広い範囲を指すものでございます。その中で人から人へ移っていくというようなものを特に伝染病と呼んでいます。伝染病予防法というものが、今は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ということで名称が改まっております。そういう主旨を受けての改正でございます。

丹保委員

そうすると内容が一部変わってきたということですね。

人材政策室長

中身は全く前と同じでございます。学校保健安全法施行規則の中で、従来、「伝染病の種類」ということでエボラ出血熱等の記載がありましたが、それを「感染症の種類」と表記を改めたものです。法律の中身自体は変わっていません。

丹保委員

伝染病より感染症の範囲のほうが広いというわけだから、広い範囲になったという意味にはならないのですか。

人材政策室長

伝染病と感染症には、申し上げたような意味がございますが、今回の法改正では「伝染病の種類」というところが、「感染症の種類」と変わっただけで、その中身自体は全く変わってないという状況でございます。

丹保委員

感染症と名前を変えただけで、前の伝染病と同じものだけを感染症として記述しているということですね。

人材政策室長

そういうことです。

丹保委員

少し矛盾を感じますが、内容は変わらないということですね。

人材政策室副室長

今、室長が申し上げましたように、学校保健安全法施行規則のほうは文言だけが変わったということですが、先ほど説明の途中に出てきました感染症予防法自体の定義は変わっています。性病予防法、伝染病予防法等を統合して感染症予防法という新しい法律になりました。伝染病から感染症ということで、広範囲な定

義に変わっています。

福利・給与室技師

平成 11 年に性病予防法や後天性免疫不全症候群の予防に関する法律と伝染病予防法が統合され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ができ、伝染病という言葉が使わなくなりました。この改正の流れに沿って、今回、学校保健法も伝染病という言葉ではなく、感染症と改正されたということになります。

この伝染病という言葉が使われていた時代から、かなり感染症の種類が変わってきておりまして、現在は、鳥インフルエンザ等の動物由来のものも含めて感染症として取り扱っています。

丹保委員

以前の伝染病の範囲よりも広がったということですね。分かりました。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第 59 号 条例改正案について(その 1)(非公開)

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 60 号 条例改正案について(その 2)(非公開)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 61 号 条例改正案について(その 3)(非公開)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。